

5	年	保	存
機	密	性	1
平成 24 年 11 月 27 日から 平成 29 年 11 月 26 日まで			

基監発 1127 第 3 号
平成 24 年 11 月 27 日

都道府県労働局労働基準部監督課長 殿

厚生労働省労働基準局監督課長
(契 印 省 略)

通信履歴の電磁的記録の保全要請の運用状況の調査について

「情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律」（平成 23 年法律第 74 号。以下「刑法等一部改正法」という。）に基づき、通信履歴の電磁的記録の保全要請に関する規定が新設されたことについては、平成 24 年 8 月 28 日付け基発 0828 第 3 号「「情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律」の施行及び「司法警察職員捜査書類基本書式例」の一部改正について」の記の 1（4）で示されたとおりである。

今般、その運用状況について、別添のとおり、法務省刑事局刑事課長から調査依頼があったので、当分の間、下記により報告されたい。

記

毎年 1 月から 12 月（本年は、刑法等一部改正法の施行日である 6 月 22 日から 12 月 31 日）までの実績を、翌年 1 月 25 日までに、別紙様式により、当課監督係あてメールにて報告すること。

なお、保全要請の実績がない場合でも、その旨を必ず報告すること。

【担当】 監督係

高橋： XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

宮本： XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

小林： XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

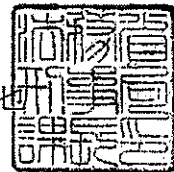


法務省刑刑第56号

平成24年10月26日

厚生労働省労働基準局監督課長 殿

法務省刑事局刑事課長 名 取 俊 也



通信履歴の電磁的記録の保全要請の運用状況の調査について（依頼）

第177回国会において成立した「情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第74号）は、平成23年6月24日に公布され、同法律中、通信履歴の電磁的記録の保全要請（以下「保全要請」という。）に係る規定等が、本年6月22日から施行されておりますが、保全要請については、参議院法務委員会において「本法の施行状況等に照らし、高度情報通信ネットワーク社会の健全な発展と安全対策のさらなる確保を図るための検討を行うとともに、必要に応じて見直しをすること。なお、保全要請の件数等を、当分の間1年ごとに当委員会に対し報告すること。」との附帯決議がなされており、保全要請の運用状況を参議院法務委員会に毎年報告することが求められていることから、当分の間、下記により報告願います。

記

1. 報告事項

- (1) 保全要請の件数
- (2) 保全要請を行った事件の罪名
- (3) 保全要請を行った通信履歴の種別ごとの件数
- (4) 保全要請期間
- (5) 期間延長を行った件数
- (6) 保全要請の延長期間
- (7) 期間延長を行った場合の当初の保全要請期間と延長期間の合計
- (8) 保全要請を取り消した件数
- (9) 保全要請後、（捜索）差押許可状又は記録命令付差押許可状の請求を行った件数

2. 報告の時期及び方法

上記 1 に掲げた報告事項について、毎年 1 2 月末日までの期間（本年は施行日から、次年以降は当該年の 1 月から 1 2 月末日までの 1 年間）を対象として、別添記入要領をもとに、必要事項を別途配布するファイル（別紙様式）に入力し、毎翌年 1 月末日までに、作成したファイルを当省刑事局にメール送信して報告する。

なお、警察庁においては、各都道府県警察及び皇宮護衛官の、特別司法警察職員を所管する関係各省庁においては、所管する特別司法警察職員の行ったものについて取りまとめの上、報告する。

別添

記入要領

○ 報告対象

本報告における保全要請とは、刑事訴訟法第197条第3項及び第4項に基づく保全要請のみならず、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律に基づく保全要請及び国際捜査共助等に関する法律に基づく保全要請を含む。

報告対象期間は毎年12月末日までとするが、12月末日までに保全要請の手続が完了しているものを報告することとし、12月末日までに保全要請の手続が完了していないものについては、翌年分として報告する。

保全要請の手続が完了しているものとは

- ・ 当初の保全要請期間が満了し、期間延長を行わなかった場合
- ・ 保全要請期間を延長し、延長期間が満了した場合
- ・ 保全要請期間中に、保全要請を取り消した場合
- ・ 保全要請期間中に、対象となる電磁的記録の全てを差し押さえた場合をいう。

(例)

- ① 保全要請期間を翌年1月10日までとして、12月20日に保全要請を行った場合、報告対象期間内に保全要請手続が完了していないため、翌年分として報告する。
- ② ただし、①のケースにおいて、12月27日に、対象となる電磁的記録の全てを差し押さえた場合、保全要請手続が完了したものとして、当年分として報告する。
- ③ なお、①のケースにおいて、12月27日に、対象となる電磁的記録に関する（捜索）差押許可状又は記録命令付差押許可状（以下「令状」という。）の請求を行ったが、12月末日までに当該電磁的記録の全てを差し押さえるに至らなかった場合、令状請求のみでは保全要請手続が完了していないため、翌年分として報告する。

○ 罪名欄

保全要請を行った際に、現に捜査対象となっている事件の罪名を、省略せずに記入する。例えば、保全要請を行った際には業務上過失致死事件として捜査を行っていたが、その後の捜査の進展により殺人事件に該当することが判明したため殺人事件で令状を取得した場合の報告罪名は、業務上過失致死となる。

複数の罪名に係る事件については、捜査主体において、事件内容等に基づき、主となる一罪名を認定した上、その罪名を記入する。

なお、国際捜査共助等に関する法律に基づく保全要請の場合は、その旨付記する。

○ 保全要請を行った通信履歴の種別欄

「その他」に係る保全要請については、例えば、ホームページのアップ履歴、インターネット掲示板への書き込み履歴等が考えられる。

○ 保全要請期間（期間延長）関係

報告事項は保全「要請」期間であり、令状により対象となる電磁的記録の全てを差し押さえた場合であっても、差し押えまでの期間に限定することなく、保全「要請」を行った期間を記入する。

保全要請の期間延長を複数回行った場合、その延長期間の全てを合計した日数について、該当する延長期間欄に件数を計上する。報告件数としては、期間延長を複数回行ったとしても、「1件」として計上する。

なお、保全要請期間、延長期間及び合計期間については、保全要請の取消しが行われた場合、取消しまでの期間を計算し、該当する期間欄に計上する。

○ 保全要請後令状請求を行った件数欄

例えば、複数の通信履歴に係る保全要請を個別に行った後、一括して令状請求を行う場合や、保全要請を1件行った後、捜査状況に応じて必要な範囲ごとに、令状請求を複数回行う場合など、必ずしも保全要請と令状請求の件数が対にならない場合が考えられるが、記入に当たっては、令状請求書の通数に応じた件数を計上する。

○ 報告方法

作成したファイルは、当省刑事局刑事課刑事第一係宛てメール送信する。

保全要請に関する統計

官署名 都道府県労働局

[illegible]